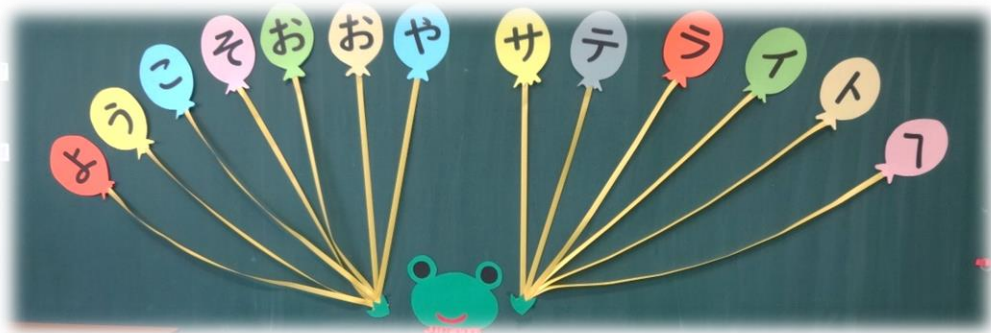


令和6年度

上尾市教育センターの 手引き



上尾市教育センター

目 次

あいさつ

主要事業の概要	1
施設等案内	3
I 教育相談	4
1 概要	
2 相談形態	
3 教育相談の流れ	
4 教育相談回数	
II 就学相談	10
1 概要	
2 対象	
3 方法	
4 就学支援委員会	
5 就学相談の流れ	
6 令和6年度上尾市就学相談計画	
7 学校における就学相談の流れ	
III 学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）	16
1 設置の目的	
2 設置場所	
3 開設	
4 対象児童生徒	
5 活動内容	
6 通所相談から学校適応指導教室へ（例）	
7 学校適応指導教室入級手続きについて（入級までの流れ）	
IV 総合的な不登校対策・支援プロジェクト推進計画	23
1 趣旨	
2 不登校の状況	
3 令和6年度の取組	
V いじめ相談専用ダイヤルについて	25
1 対応の仕方	
2 連絡先	
VI 教職員研修	26
1 各年次経験者研修等（県立総合教育センター・南部教育事務所と共催）	
2 特別支援・教育相談関係研修等（上尾市教育センター主催）	
VII 上尾市スクールソーシャルワーカー活用事業の運用について	28
VIII さわやか相談室相談員の活動	32
IX 上尾市スクールカウンセラー活用事業の運用について	35
X 資料	39
○上尾市教育センターリーフレット	
○学校適応指導教室かもめ・けやき教室分室おおやサテライトリーフレット	

あ い さ つ

上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上尾市教育センターは、昭和63年9月に上尾市立西小学校内に開所して以来、教育相談・就学相談を中心として、不登校児童生徒対策や教育関係職員研修等の業務に取り組んでまいりました。その後、元大谷支所を経て、平成9年9月から現在に至るまで、上尾市役所別館にて、多くの児童生徒、保護者の悩みや相談に寄り添ってまいりました。

さて、令和4年度の全国の小・中学校における不登校児童生徒数は約29万9千人、うち学校内外の専門機関等相談・指導等を受けていない児童生徒数は約11万4千人と高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。そのような中、令和5年度の教育センターへの延べ相談件数は、14,227件となり、とりわけ不登校に関する相談は、11,143件で、78%を占めております。

これを受け、教育委員会では教育センター内での教育相談、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援、さわやか相談室相談員やスクールカウンセラーによる学校内での相談対応など、児童生徒や保護者の相談ニーズに対応できるような相談体制整備に努めております。

令和4年度からは、新たに不登校対策推進委員会を立ち上げ、不登校対策基本方針を策定し、令和5年度には、不登校児童生徒に対する教育機会の確保に向け、民間施設との連携が必要との認識のもと、民間施設等に関するガイドラインを策定しました。

令和6年度は、上尾市教育センター内に設置している学校適応指導教室の分室として、上尾市立大谷小学校内に「おおやサテライト」を開設しました。学校に登校できない、あるいは登校が難しい児童生徒にとって学校への復帰や社会的自立を目指すための新たな居場所として整備したものです。

さらに本市では、特別な教育的支援を必要としている児童生徒への対応が重要視されている現状から、ノーマライゼーションの理念のもと、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進しております。本センターにおいても、上尾市特別支援教育基本方針をもとに、教育・就学相談事業においても、関係機関と連携を強化しながら、より一層、特別支援教育体制の充実に向けて取り組んでいくところです。

本手引きは、本センターの活用にあたり、教育相談や就学相談等の目的・方法・過程等について示したものです。各学校においては、児童生徒一人一人の現状や特性に応じ、適切な支援のために、本書を有効に活用されますことを御期待申し上げます。

主要事業の概要

1 業務内容

教育センターの業務は、上尾市教育センター条例(第2条)に基づく以下の内容である。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育相談・いじめ相談に関すること。
- (4) 教育に関する資料の収集及び活用に関すること。
- (5) その他教育の充実と振興を図るために必要な事業に関すること。

2 令和6年度 上尾市教育センター主要事業の概要

主 要 事 業	事 業 概 要
<p>1 教育相談</p> <p>◇相談時間</p> <p>月曜日～金曜日</p> <p>10:00～12:00</p> <p>13:00～17:00</p> <p><ほっとルーム活動></p> <p>月曜日～金曜日</p> <p>10:00～12:00</p> <p>13:00～17:00</p>	<p>相談者との信頼関係をつくり、学校と連携した相談を進める。関係機関・医療機関等との連携を強化。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電話相談 ② 来所(面接)相談 ③ 電子メール相談(さわやかメール) ④ オンライン相談 ※必要に応じて実施 ⑤ ほっとルーム活動 ⑥ 訪問相談(出前相談) ⑦ さわやか相談室相談員・スクールカウンセラーの有効活用
<p>2 就学相談</p>	<p>障害の理解と受容、適正な進路を判断するための相談活動を行う(児童生徒の生活や就学に関する教育的支援)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 就学相談及び助言(就学相談:年15回実施) ② 就学支援委員会(7月～12月 年4回開催) ③ 特別支援学級・通級指導教室との連携 ④ 就学支援委員会部会の開催(通級指導教室の入退級関係)
<p>3 学校適応指導教室</p> <p><かもめ・けやき教室></p> <p><おおやサテライト></p> <p>月・火・木・金曜日</p> <p>9:30～14:00</p>	<p>不登校児童生徒に対して社会的自立を目指すための指導・支援を行う。「社会的自立に向けた個別支援計画」による段階的な取組実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① かもめ・けやき教室(自主学習・体験活動の実施) ② 活動支援ボランティアの活用 ③ 学校・家庭(保護者)との連携
<p>4 不登校児童生徒対策</p> <p>不登校児童生徒の早期発見・早期対応を重点にきめ細かな支援を行うため、学校と教育センターの連携を中心に事業を展開し、総合的な不登校対策の効果的な推進を目指す。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 月例児童生徒欠席状況調査による長欠児童生徒の把握 ② 不登校対策推進委員会 ③ 不登校対策コーディネーター研修会 ④ さわやか相談室訪問の実施 ⑤ センター職員・さわやか相談室相談員対象研修会の実施 ⑥ 市町村配置の身近な相談員活用状況調査 ⑦ スクールカウンセラー活用状況調査 ⑧ プロジェクトによる調査研究(不登校解消に向けた対応の成果・課題の把握)

<p>5 いじめ相談 (いじめ相談専用ダイヤル) 「子ども・いじめホットライン」</p> <p>◇相談時間 月曜日～金曜日 10:00～17:00 *夜間、土・日は留守番電話対応</p>	<p>いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、 「子ども・いじめホットメール」で、市内児童生徒及び保護者からの、いじめに特化した相談を受け付ける。</p> <p>子どもたちのSOSを受けとめるとともに、いじめの解消に向け共に考えていく。相談の内容、相談者の意向によっては、学校や関係機関、指導課等との連携を図り、いじめの解消に向けた支援を行う。</p> <p>① 電話相談 (子ども・いじめホットライン) ② 電子メール相談 (子ども・いじめホットメール) ③ 来所 (面接) 相談 ④ スクールソーシャルワーカー、さわやか相談室相談員、スクールカウンセラーの有効活用</p>
<p>6 教職員研修 県立総合教育センター・南部教育事務所との共催による研修会及び上尾市教育委員会主催の研修会の運営</p>	<p>① 初任者研修・ステップ・アップ研修 (2年次)・ジャンプ・アップ研修 (3年次) ② 5年経験者・中堅教諭等資質向上 (10年次)・20年経験者研修 ③ 生徒指導・教育相談中級研修 ④ 上尾市臨時的任用教員・任期付教員研修 ⑤ アップスマイルサポーター研修会 ⑥ 特別支援学級補助員研修会 ⑦ さわやか相談室相談員研修会 ⑧ 教育相談主任会議 ⑨ 児童理解のための知能検査講習会</p>
<p>7 スクールソーシャルワーカー活用事業 (県費SSW2名・年間90日の勤務) (市費SSW6名・年間90日の勤務)</p>	<p>児童生徒の問題行動等には子どもの置かれている様々な環境の問題が複雑に絡み合っているために、関係機関等とコーディネートすることや児童生徒への働きかけが必要。</p> <p>① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ② 関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整 ③ 学校内におけるチーム体制の構築支援 ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 ⑤ 職員等への研修活動</p>
<p>8 さわやか相談室相談員の活動</p>	<p>① 学校での位置づけ等 ② 相談員の活動と教員、SCとの関係 ③ 関係諸機関との連携 ④ 相談活動について ⑤ 児童生徒への支援 ⑥ さわやか相談室相談員の仕事の範囲 ⑦ 小・中連携</p>

I 教育相談

1 概要

上尾市教育センターでは、市内小・中学校の児童生徒、保護者及び教職員を中心に、市内在住の児童生徒に関する教育相談を行っている。相談内容は、不登校、性格・行動、学習・発達、その他（精神身体症状、障害、教育一般、家庭生活、就学等）である。相談形態は、電話相談、来所相談、訪問相談、オンライン相談（必要に応じて）電子メール相談である。

- (1) 相談担当 副主幹 1名、教育心理専門員 2名、教育相談員 6名
スクールソーシャルワーカー 8名、計 17名

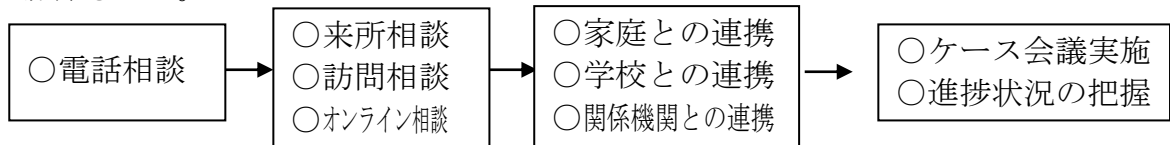
(2) 相談時間

電話相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
来所相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
訪問相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
オンライン相談	月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時
電子メール相談	随時

2 相談形態

- (1) 電話相談 TEL：048-776-7600

教育相談の第一歩が電話相談である。相談状況が複雑な場合は、相談者に来所を促し面接相談に切り替える。センターから学校や家庭に出向く訪問相談を行う場合もある。



- (2) 来所相談（面接相談）

事前に電話連絡等により予約を受け付け、センター相談室にて相談を行っている。一つ一つのケースに対し了解を得た後、学校と連携しながら相談を進めている。その際、児童相談所、保健センター等の相談機関や医療機関等、関係機関とも連携を図っている。 ※1回 45分



- (3) 訪問相談（出前相談）

学校から依頼があった場合、副主幹、教育心理専門員、教育相談員を学校に派遣し、訪問相談を実施している。学校からの依頼については、事故等に関する心理的ケアにおける緊急対応や児童生徒の行動観察のための訪問がある。その他、校内研修の指導者として招聘されることもある。

また、来所相談の中で保護者の依頼により、家庭訪問をして児童生徒と面談するケースもある。

- (4) オンライン相談

相談者の事情により、来所相談が実施できない場合は、必要に応じてビデオ会議システムを活用したオンライン相談を受け付けている。

(5) 電子メール相談（さわやかメール相談）

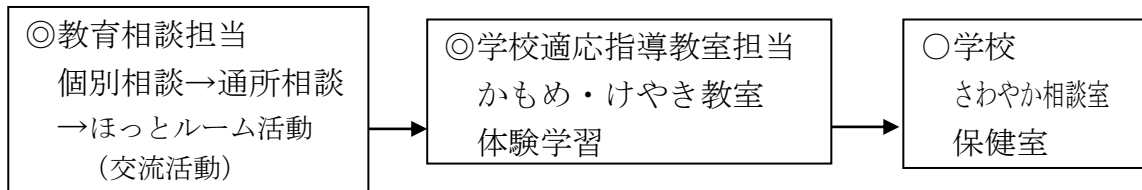
相談者の事情により、電話や家庭訪問等による相談や支援ができない場合は、電子メール相談を受け付けている。毎日、教育心理専門員が2回（午前10時、午後4時）開封しているが、相談内容が継続すると判断された場合は、電話や面談による相談に切り替える。

さわやかメールアドレス	t733100@city.ageo.lg.jp
-------------	-------------------------

3 教育相談の流れ

(1) 不登校の相談

相談の多くは不登校（登校しぶりを含む）に関するものとなっている。不登校の児童生徒に対しては、本人の学力、性格及び本人を取り巻く環境等、様々な視点から実態を把握し、学校復帰及び社会的自立に向けた支援・助言を行っている。



(※ケースによって、相談の流れはこの限りではない)

① 通所相談

教育相談員と児童生徒の1対1の個別相談が進み、児童生徒が定期的・継続的にセンターに来所（月2回程度）できる状況になったとき、保護者からの「通所願」を受けて通所相談を認め、児童生徒が在籍する学校の校長に通所相談の開始を連絡する。センターは毎月在籍校に児童生徒の通所相談状況（別紙）を報告し、学校と連携しながら不登校状況の改善を図る。通所相談の終了は、学校復帰時と来所ができなくなった時とし、通所相談状況等で、在籍校に終了を知らせる。また、年度の最終日をもって通所相談を終了とする。

なお、通所相談の場合は、指導要録上、出席扱いとすることができる。

② ほっとルーム活動（交流活動）

個別相談がさらに進み、集団の中で活動が可能と判断されたとき、ほっとルームでの活動に移行する。ほっとルームでは、教育相談員1～2名が交代で対応し、小集団で児童生徒を活動させる。個別学習や、各種ゲーム、軽スポーツ等の活動を行う。ほっとルームは、学校適応指導教室への入級、小・中学校の別室登校、さわやか相談室登校を支援するため、人間関係を構築するための基礎を培う場所を提供するものである。

(2) 性格・行動、学習・発達等の相談

性格・行動（学級内で気になる行動を取る、孤立してしまう等）、学習・発達（極端に苦手な学習内容がある等）の相談では、学級内で適切な人間関係が構築できなかったり、授業の内容が分からなかったりして、登校しぶりとなっているケースが少なくない。児童生徒の実態を把握するために、相談室での面接・観察に加え、個別相談や交流を通じて必要性があると判断した場合については各種知能検査（WISC-IV、田中ビネー等）を実施している。発達または知的に課題があると思われる場合は、発達障害・情緒障害通級指導教室（芝川さわやか教室・西小さわやか教室）や特別支援学級に関する情報を提供している。また、検査の結果によっては医療機関等を案内し、連携を図りながら相談状況の改善を図っている。

令和 年 月 日

上尾市教育委員会教育長 様

保護者氏名

教育センター通所願

下記の児童・生徒について、継続的に通所させたいので、よろしくお願ひします。なお、安全については責任をもって留意いたします。

記

学校名 学年組	上尾市立 学校 年 組 担任氏名 ()
ふりがな 児童・生徒氏名	
住 所	(〒 —)
電 話 番 号	<自 宅> <緊急時>

(別紙)

事 務 連 絡
令 和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

上尾市教育センター所長

通所相談状況（ 月）について
このことについて、下記のとおりお知らせします。
なお、公的機関への通所の一形態として、指導要録上、出席扱いとすることができます。

記

児童・生徒氏名	第 学年 組	担任	教諭
通所回数	回		
	日 ()	日 ()	日 ()
	日 ()	日 ()	日 ()
	日 ()	日 ()	日 ()
	日 ()	日 ()	日 ()
	日 ()	日 ()	日 ()
	日 ()	日 ()	日 ()
	日 ()	日 ()	日 ()
通所相談 状 況			
	教育センター担当		
学校の 対 応			

※ 学校の対応の欄に本人及び保護者との関わり等の概要を月末までに入力願います。

4 教育相談回数

1 年間教育相談(実件数)

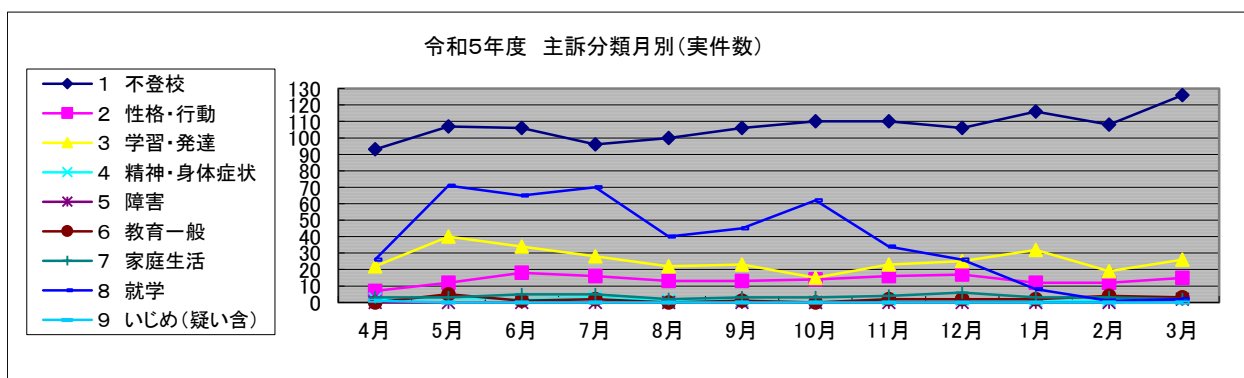
令和5年度

主訴分類月別(実件数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	93	107	106	96	100	106	110	110	106	116	108	126	1284	105.3
2 性格・行動	7	12	18	16	13	13	14	16	17	12	12	15	165	13.6
3 学習・発達	22	40	34	28	22	23	15	23	25	32	19	26	309	25.7
4 精神・身体症状	2	3	2	3	1	1	0	2	2	1	1	2	20	1.6
5 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.0
6 教育一般	0	5	1	2	0	1	0	2	2	2	4	3	22	1.7
7 家庭生活	3	3	5	5	2	3	3	4	6	3	3	2	42	3.6
8 就学	26	71	65	70	40	45	62	34	26	8	1	2	450	40.7
9 いじめ(疑い含)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
合計	154	241	231	220	178	192	204	191	184	174	148	178	2295	192.5
いじめホットライン	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	4	0.4
いじめホットメール	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1

※3月末までの実件数(ケース相談+適応指導教室+単発・非継続電話相談)=451+18+96=565



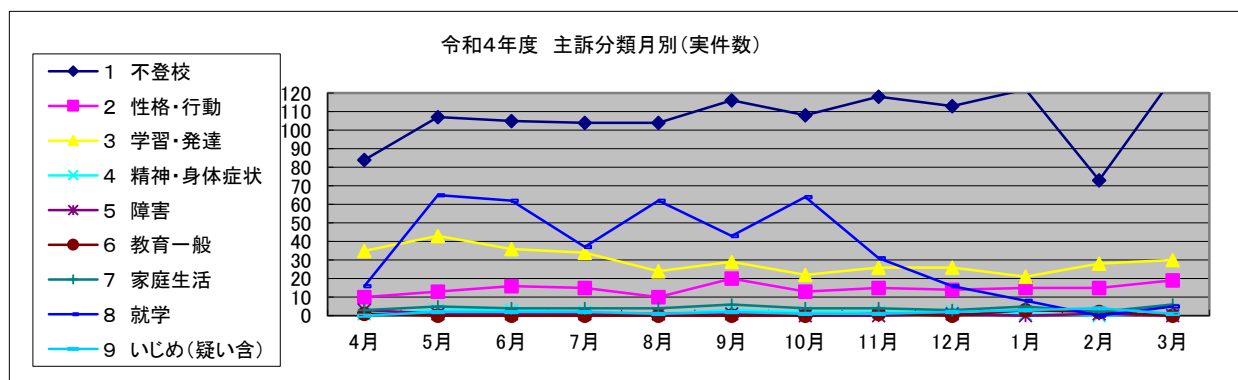
令和4年度

主訴分類月別(実件数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	84	107	105	104	104	116	108	118	113	122	73	128	1282	104.9
2 性格・行動	10	13	16	15	10	20	13	15	14	15	15	19	175	14.2
3 学習・発達	35	43	36	34	24	29	22	26	26	21	28	30	354	29.5
4 精神・身体症状	1	3	3	2	1	3	2	2	2	1	0	1	21	1.8
5 障害	3	1	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	10	0.9
6 教育一般	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	7	0.6
7 家庭生活	3	5	4	4	4	6	4	4	3	5	2	6	50	4.0
8 就学	16	65	62	37	62	43	64	31	16	8	0	5	409	36.7
9 いじめ(疑い含)	0	2	2	2	1	2	1	1	2	3	4	1	21	1.8
合計	153	239	229	199	207	220	214	198	177	178	125	190	2329	194.5
いじめホットライン	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4	0.4
いじめホットメール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0

※ 3月末までの実件数(ケース相談+適応指導教室+単発・非継続電話相談)=457+17+81=555



2 年間教育相談(のべ回数)

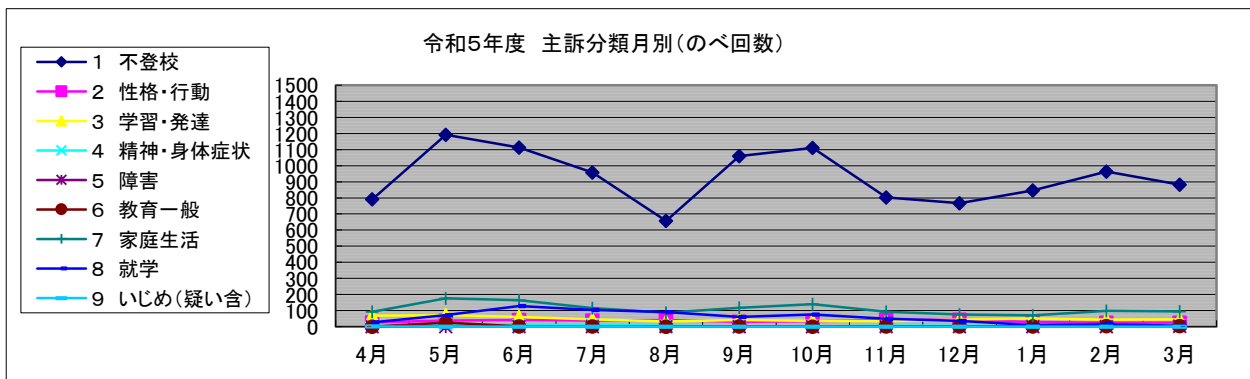
令和5年度

主訴分類月別(のべ回数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	792	1192	1112	957	657	1060	1110	803	767	847	963	883	11143	932.7
2 性格・行動	27	37	42	38	42	30	33	41	43	28	25	25	411	35.1
3 学習・発達	67	71	61	46	32	42	35	33	43	50	43	46	569	47.5
4 精神・身体症状	2	16	10	12	6	1	0	5	5	2	1	7	67	5.5
5 障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0.0
6 教育一般	0	25	1	2	0	1	0	2	2	2	4	3	42	3.5
7 家庭生活	93	176	164	116	86	117	140	92	76	70	99	94	1323	111.7
8 就学	27	71	128	104	90	61	75	49	35	9	16	4	669	60.5
9 いじめ(疑い含)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1
合計	1009	1588	1518	1275	913	1312	1393	1025	971	1008	1151	1064	14227	1196.6

3月末までの実件数1件あたりの平均相談継続回数 **6.2**

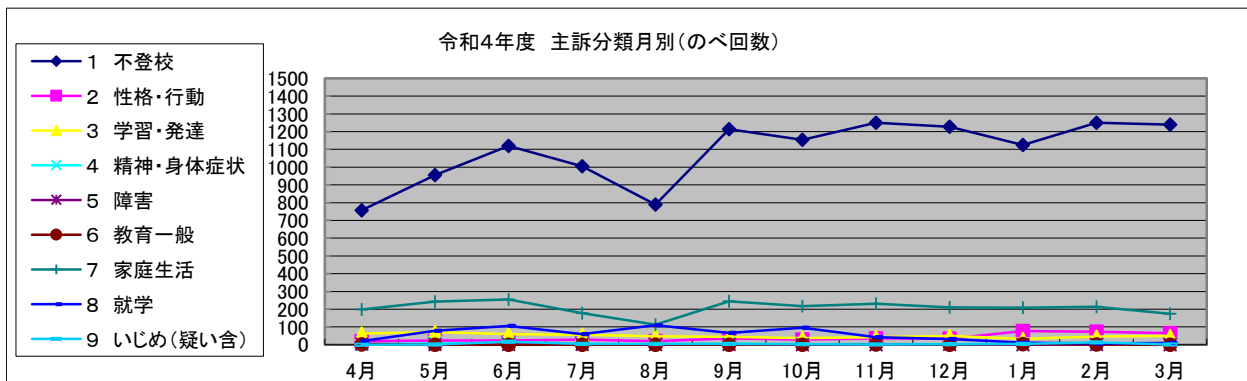


令和4年度

主訴分類月別(のべ回数)

単位:回

主訴分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
1 不登校	757	955	1120	1004	789	1213	1154	1250	1228	1124	1250	1239	13083	572.8
2 性格・行動	21	24	24	28	20	36	28	35	34	77	74	65	466	33.0
3 学習・発達	63	71	59	57	47	45	38	42	49	33	46	50	600	52.8
4 精神・身体症状	2	8	5	3	2	5	3	3	3	1	1	1	37	1.3
5 障害	5	1	2	2	1	2	0	0	1	0	1	0	15	0.5
6 教育一般	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	0	7	12.2
7 家庭生活	199	243	255	177	113	245	217	231	210	209	214	175	2488	10.2
8 就学	20	79	106	59	110	66	96	42	32	11	7	10	638	79.8
9 いじめ(疑い含)	0	2	17	5	4	5	3	2	3	5	13	2	61	3.3
合計	1068	1383	1588	1335	1086	1617	1539	1606	1560	1463	1608	1542	17395	765.9



Ⅱ 就学相談

1 概要

就学相談は、特別な支援を要する幼児・児童生徒及びその保護者がその状況について深く見直し、望ましい就学先を判断するための相談活動である。相談は上尾市就学相談調査専門員21名が行い、調査専門員は行動観察及び保護者からの聞き取りを行い、必要に応じて検査を実施して就学相談票を作成する。さらに、保育所、幼稚園や学校等を訪問し、集団内での行動や学習の様子を観察、及び担当者からの情報の収集を行う。それをもとに、上尾市就学支援委員会において教育的判断を行い、保護者が就学先を決定するための情報として提供する。

2 対象

上尾市内に在住し、市内小・中学校に在籍（予定）の幼児、児童生徒及びその保護者が対象である。

3 方法

（1）就学相談におけるセンターの役割

年度当初に、市内各保育所・幼稚園等へ次年度就学予定児を対象とした就学相談申込書を配布する。申込先である教育センターが、就学相談希望の保護者から就学相談を受け付ける。また、就学時健康診断の検査結果を含む各小学校からの情報を基に、教育センターが必要と判断した幼児及びその保護者を対象に就学相談を実施する。

（2）就学相談調査専門員

就学相談調査専門員による相談活動は、毎年5月から8月まで年間概ね15回ほど実施する。その後、就学支援委員会において、望ましい就学先を判断する。その判断結果をもとに、担当者が保護者との相談を重ねて合意形成を図り、就学先を決定していく。

（3）在学中について

在学中の児童生徒については、学校が保護者と連絡をとり、面談等を行いながら就学相談を実施する。

4 就学支援委員会

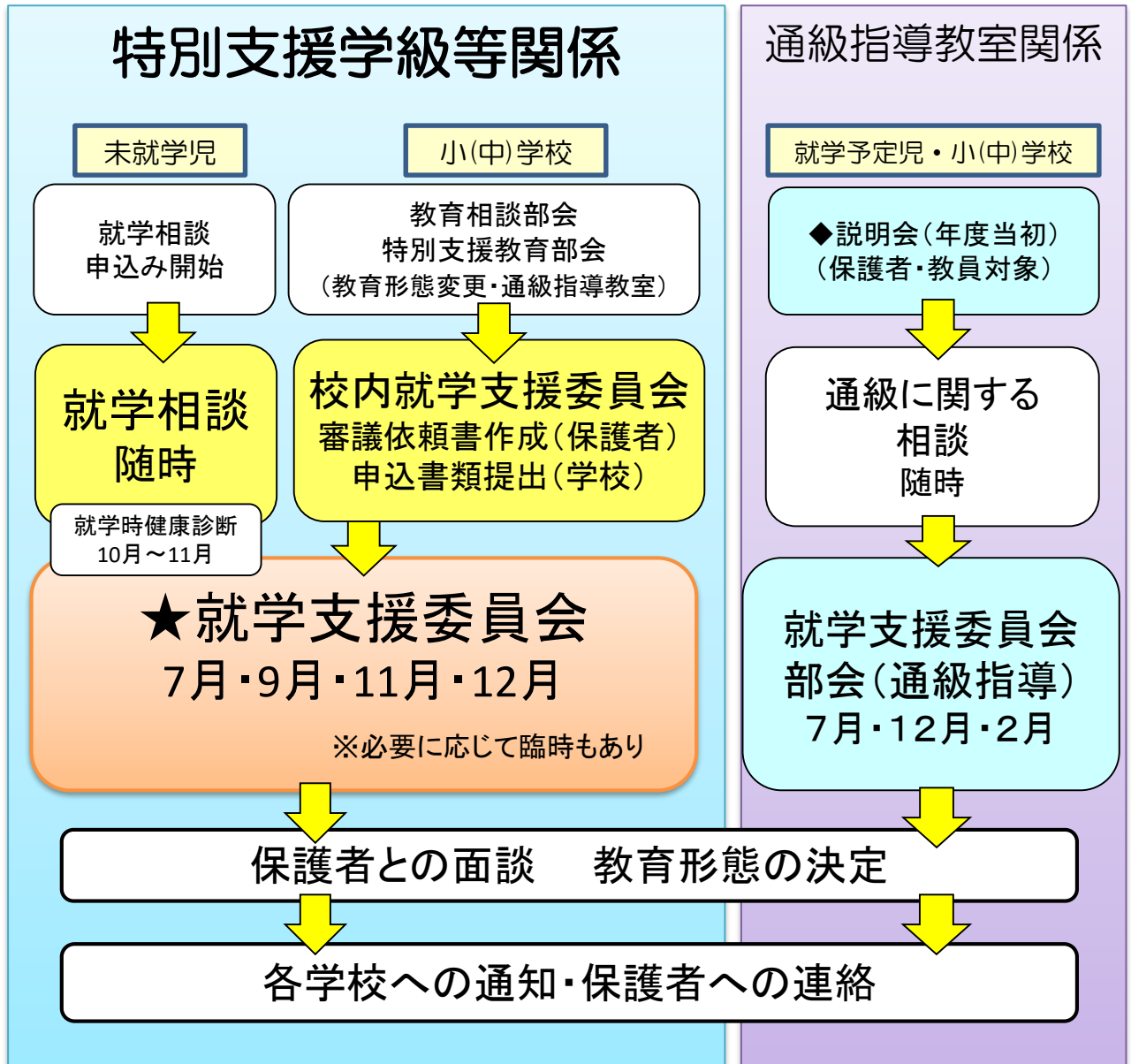
（1）概要

就学支援委員会は、医師・学識経験者など21名で構成される。上尾市立小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒で、教育上特別な配慮を必要とする者に対して、教育的判断を行い、教育形態の適正化を図ることを目的としている。教育センターでは、その判断に基づき学校・保護者への相談・支援を行っている。

（2）実施日程（令和6年度）※ 開始時刻は、いずれも午後1時30分予定。

第1回上尾市就学支援委員会（委嘱・任命式、審議）	7月 4日（木）
第2回上尾市就学支援委員会（審議）	9月17日（火）
第3回上尾市就学支援委員会（審議）	11月 6日（水）
第4回上尾市就学支援委員会（審議）	12月10日（火）

就学相談・通級指導教室に関する相談の流れ

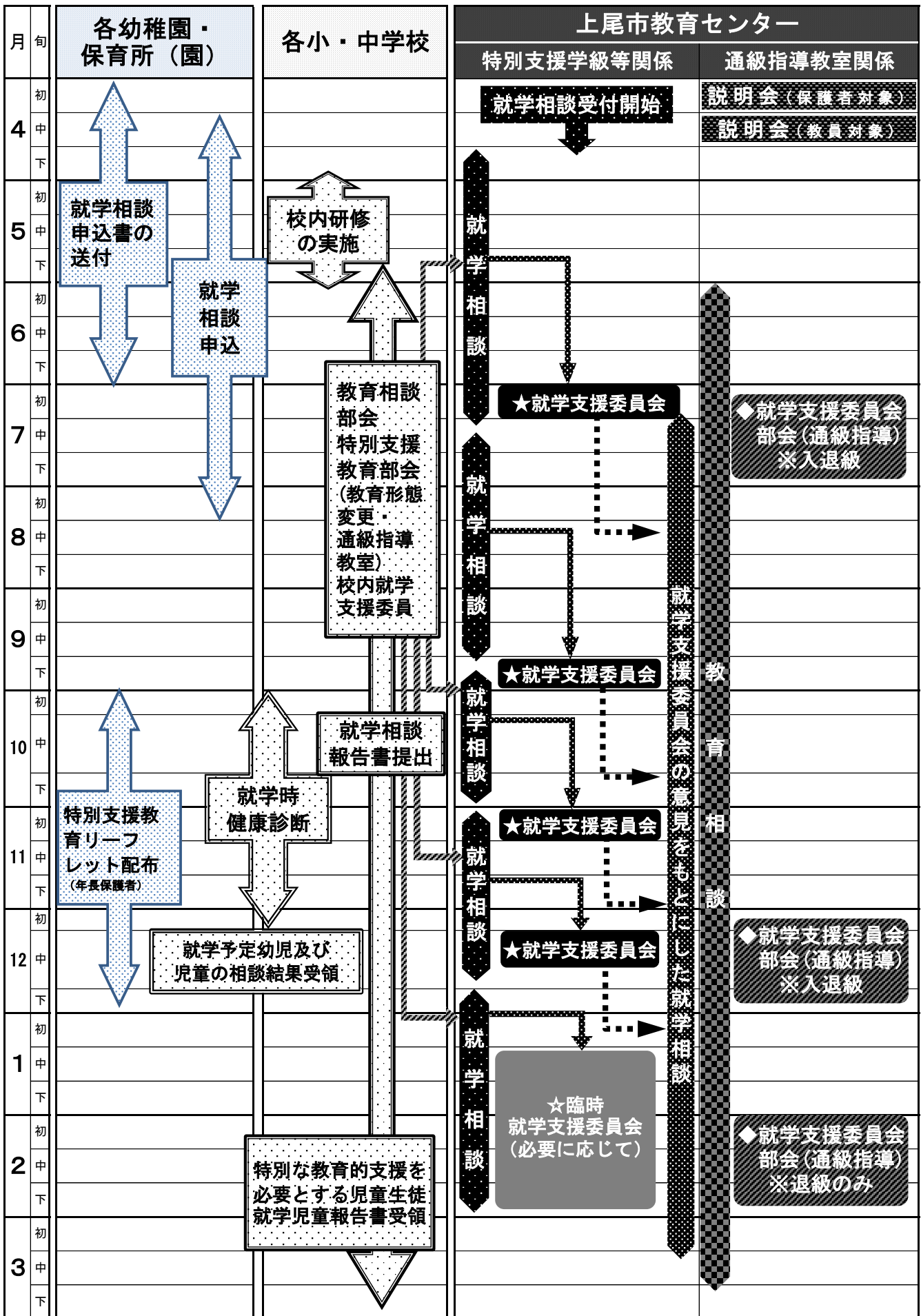


- ◎関係施設における、就学相談に係る説明会開催
- ◎特別支援教育リーフレット配布(幼稚園・保育所・関係機関等)
- ◎通級指導教室に係る保護者説明会、担当者・担任連絡会

《教育形態変更及び通級指導教室入・退級時に提出する書類》

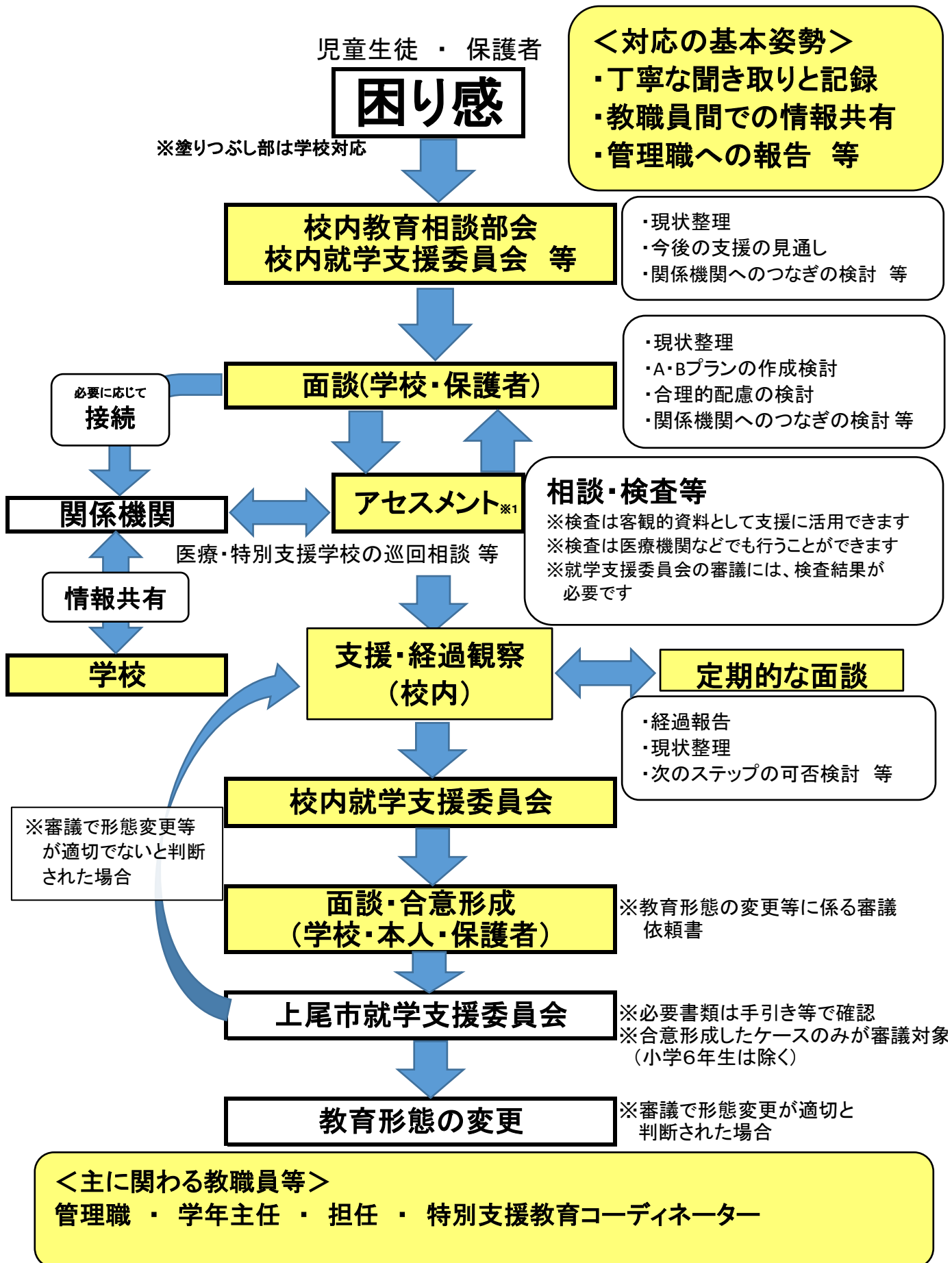
- 就学相談報告書、支援プランA, B ※最新の様式をC4thからダウンロードして使用。
- ※ 就学支援委員会開催日の2週間前までに提出のこと。
- ※ 記載の住所、電話番号で直接連絡をとることがありますので、確実な記入をお願いします。

6 令和6年度 上尾市就学相談計画



7 学校における就学相談の流れ

対象となる就学相談: 教育形態の変更、特別支援学校への転学、発達障害・情緒障害通級指導教室入級



※1 アセスメント・・・児童生徒の学びの場について、客観的に分析・判断すること

令和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

保護者氏名 _____

教育形態の変更等に係る審議依頼書

標記の件について、下記のとおり希望するので、上尾市就学支援委員会での審議を依頼いたします。

尚、本人も本件について同意しており、必要な関係機関への情報提供についても同意いたします。

記

学校・学年・組	上尾市立 学校 年 組
ふりがな 児童・生徒氏名	
ふりがな 保護者氏名	続柄 ()
住所	上尾市
電話番号	
希望する教育形態等	
希望の教育形態の 変更日	令和 年 月 日
実施したことがある 発達検査の有無	有 ・ 無 検査等名称： 実施機関名： 実施日：令和 年 月 日

記入例

令和〇年〇月〇日

上尾市立 上尾北小 学校長 様

保護者氏名 上尾 太郎

教育形態の変更等に係る審議依頼書

標記の件について、下記のとおり希望するので、上尾市就学支援委員会での審議を依頼いたします。

尚、本人も本件について同意しており、教育形態の変更先等への情報提供についても同意いたします。

記

学校・学年・組	上尾市立 上尾北小 学校 4 年 4 組
ふりがな 児童・生徒氏名	あげお はなこ 上尾 花子
ふりがな 保護者氏名	あげお たろう 上尾 太郎 続柄 (父)
住所	上尾市上町2-14-19
電話番号	048 (776) 7600
希望する教育形態等	知的障害特別支援学級 ※〇〇小・中通常の学級 〇〇小・中通級指導教室(発達障害・情緒障害) 〇〇障害特別支援学校 など 正確に御記入ください
希望の教育形態の 変更日	令和〇年〇月〇日 ※学校と確認し、御記入ください
実施したことがある 発達検査の有無	有 ・ 無 検査等名称：WISC-IV 実施機関名：〇〇〇医療センター

※ 審議の客観的視点の1つとして、有効期間内の検査結果を求めています。
 <有効期間の例> 田中ビネーV (概ね1年間)、WISC-IV (概ね3年間)

Ⅲ 学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）

- 1 設置の目的 学校適応指導教室は、通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい状態にある児童・生徒に対して、よりよい成長と**社会的自立**を目指すために指導・支援を行う。
- 2 設置場所 ○かもめ・けやき教室
上尾市教育センター
埼玉県上尾市上町2-14-19
Tel 048-776-7600
Fax 048-776-7604
○かもめ・けやき教室分室 おおやサテライト
埼玉県上尾市大谷本郷528（上尾市立大谷小学校内）
- 3 開 設
開設期間 5月～翌年3月
毎週、月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後2時00分
※ 本人の状況に合わせた日時とし、随時調整する。
- 4 対象児童生徒
本人・保護者が希望ある者、あるいは小集団での指導・支援が適切かつ有効であると判断され、本人・保護者が了承した者。原則として下記の事項を満たす児童生徒。
 - ・通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい状態であること
 - ・カウンセリングが可能であること
 - ・必要に応じて保護者が来所できること※ 入級児童生徒が通所した場合は、指導要録上、校長の判断で出席扱いとすることができる。
要録の出欠席備考欄に、「教育センター（○日）」と記載する。
- 5 活動内容
(1) 活動の進め方
 - ・グループ活動及び個人活動を行う。
 - ・個別面談をとおして、一人一人の児童生徒に合った社会的自立に向けた個別支援計画を作成する。
 - ・教育センター指導員による指導を中心とし、活動支援ボランティアの協力を得る。
 - ・様式5により、教育センター所長が対象児童生徒の通級状況を毎月校長に連絡する。
 - ・様式5は、2か月通級がなかった場合には、停止する。
 - ・入級前に**学校**、家庭・本人と各々面談を行い、指導方針を確認する。また、状況に応じて保護者・本人・学校等と定期的に面談等を行い、活動内容を見直していく。
 - ・1か月以上通級できない場合、再度面談を持ち、通級の意志を確認し、副主幹に報告する。（主幹・副主幹・学校管理職等で協議）

(2) 体験的な活動の重視

- ・年間を通して体験的な活動を重視し、積極的に多種多様な活動を取り入れる。
- ・活動ごとにねらいや活動内容の在り方を検討し、一人一人の実態や状況に応じた支援を行う。
- ・活動終了後、一人一人に感想や作文等をとおして自己評価をさせることにより、自己肯定感や達成感を高める。
- ・体験活動は、上尾市教育センター学校適応指導教室およびおおやサテライトの合同で行う。
- ・活動例は、施設経験（動物園や博物館）、宿泊体験、調理実習、味覚狩り、グラウンドゴルフ、スポーツレクリエーション、護身術教室、子供見安全見守り講座等

(3) 1日の流れ（一例）

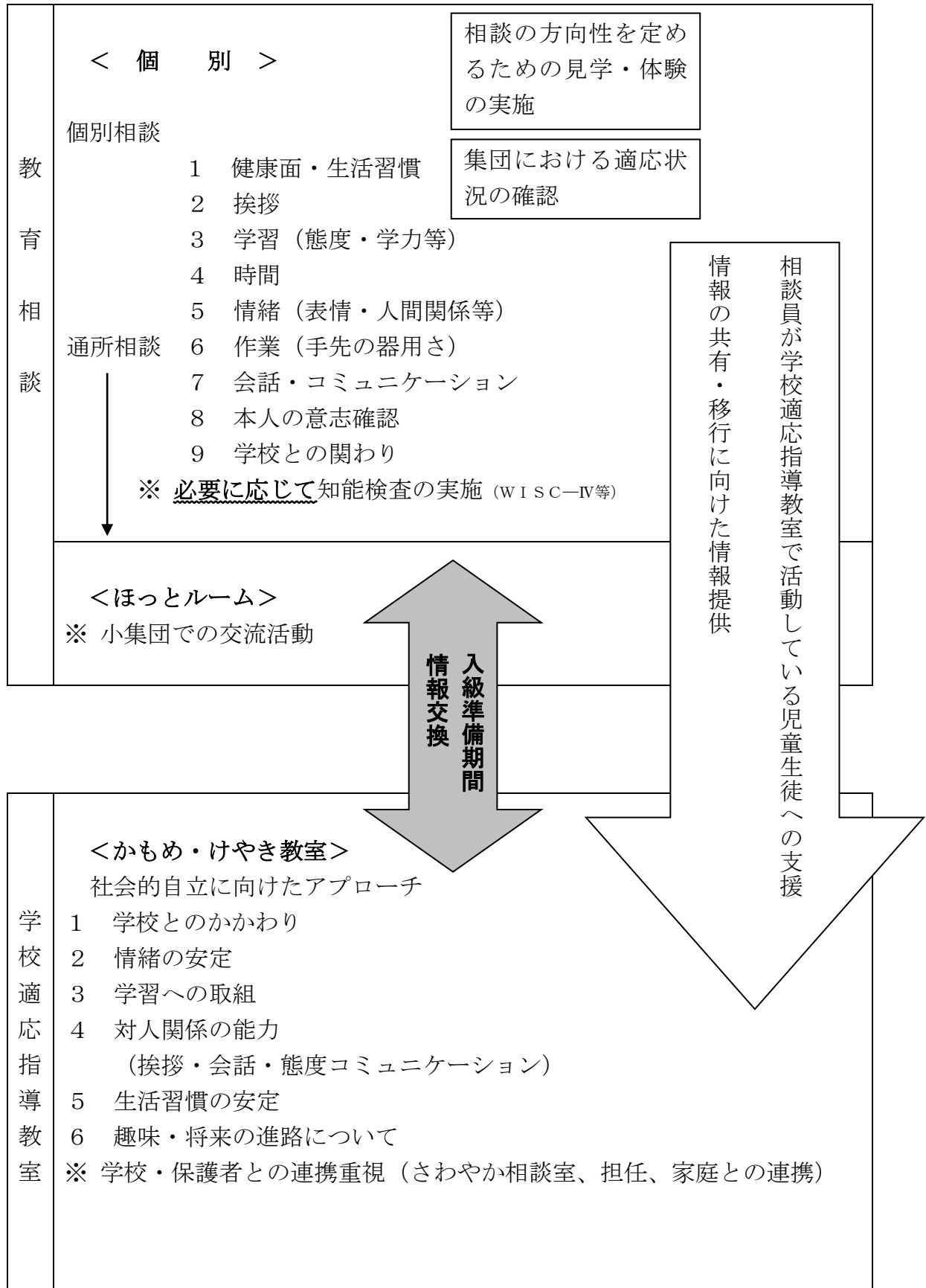
時 間	A	B	C
9:30～ 9:50	自主活動・朝 の 会		
9:50～10:30	学 習 I	学 習 I	
10 分休憩			
10:40～11:20	学 習 II	学 習 II	
5 分休憩			
11:25～12:00	小集団活動	小集団活動	小集団活動
12:00～12:50	昼食・昼休み	昼食・昼休み	昼食・昼休み
12:50～13:00	掃 除	(学校) さわやか 相談室	掃 除
13:00～13:40	学 習 III		学 習 III
5 分休憩			
13:45～14:00	振り返り 帰りの会		振り返り 帰りの会

通級時間や
活動内容は
児童生徒の
実態に応じ、
弾力的に
組み立てる。

(4) その他

- ・通級の仕方 中学生は自主通級する（徒歩、自転車、バス利用など）。ただし、小学生は保護者の送迎のみ可とする。
- ・昼 食 原則として弁当と水筒（中身は水又はお茶、スポーツドリンク）を持参する。
- ・服 装 制服（学校指定のジャージでも可）※ 必要に応じて相談
小学生は、学習や運動にふさわしい服装
- ・生 活 適応指導教室のルールを守ること
人間関係の安定を保つためのルール
スマートフォン・休日の交流、内容等

6 通所相談から学校適応指導教室へ（例）



7 学校適応指導教室入級手続について（入級までの流れ）

（1）保護者から学校へ

学校は、保護者からの申し出により、「入級願（様式1）」を保護者に渡す。保護者は様式1を校長へ提出する。

<文書保管場所>

C4 t h - 指導課 - 教育センター

（2）学校から教育センターへ

保護者の記載による「入級願（様式1）」をもとに、校長は「入級申込書（様式2）」を作成し、教育センターに提出する。

※提出は様式2のみ（様式1は学校保管）

（3）教育センターから学校・保護者へ

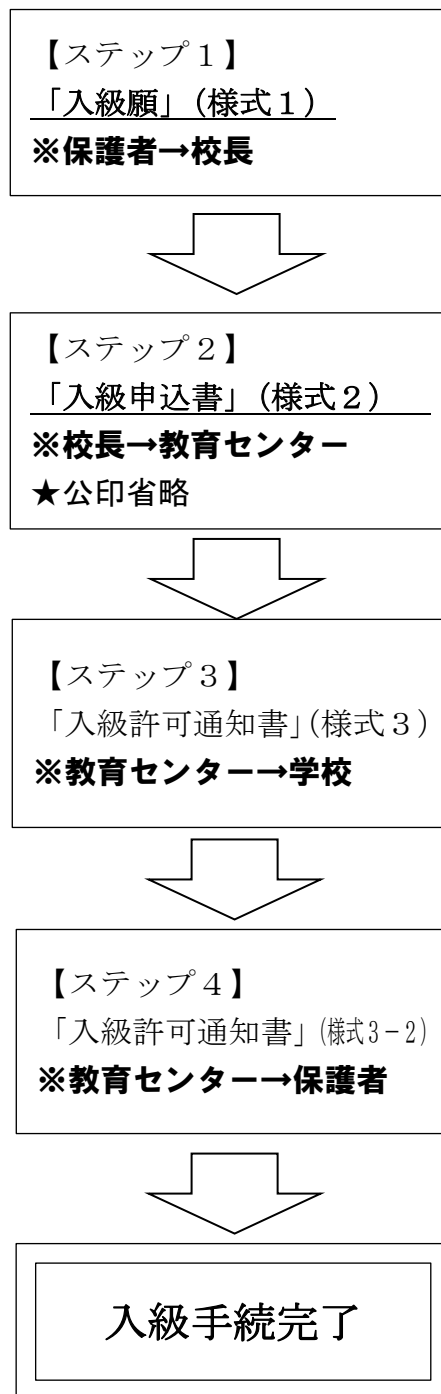
教育センターは、「入級許可通知書」を学校及び保護者へ送付する。

（4）入級以降の流れ

教育センターでは、入級した児童生徒について、個々の「社会的自立に向けた個別支援計画」を作成するとともに、継続通級が適切であるか継続的に検討を重ねていく。併せて、児童生徒個々についての学校の受入れ体制作りのために、指導及び支援を継続する。

また、不登校児童生徒の居場所となるとともに、児童生徒が学校復帰、教室復帰を果たした後も、学校及び家庭と連携し、児童生徒の状況把握を行う。必要に応じて児童生徒へのカウンセリングや保護者面談を実施し、完全復帰へ向けた支援を行う。

※ 学校適応指導教室入級に関する詳細は、冊子「学校適応指導教室の概要及び入退級の手続について」（C4 t h 掲載）を参照



(様式1)

令和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

保護者氏名

学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）入級願

下記の者を学校適応指導教室〈かもめ・けやき教室〉に入級させたいので、
よろしくお取り計らい願います。通級については、責任をもって安全に留意
いたします。

記

学校・学年・組	上尾市立 学校 年 組
ふりがな 児童・生徒氏名	
ふりがな 保護者氏名	続柄 ()
住 所	
電 話 番 号	<自 宅> <緊急時> (名称)
場 所	<input type="checkbox"/> 上尾市教育センター <input type="checkbox"/> おおやサテライト

(様式2)

令和 年 月 日
第 号

上尾市教育委員会教育長 様

上尾市立 学校長

学校適応指導教室（かもめ・けやき教室）入級申込書

下記の保護者から申し出があり、学校適応指導教室〈かもめ・けやき教室〉に入級することが適当と考えますので申込みいたします。

なお、学校適応指導教室で指導を受けた場合の出欠の取扱いに配慮することや諸活動は学校管理下と見なすことについても了承しております。

記

保護者氏名	
住所 電話番号	
児童・生徒氏名	
学年・組	
担任氏名	
場所	<input type="checkbox"/> 上尾市教育センター <input type="checkbox"/> おおやサテライト

(様式5)

事務連絡
令和 年 月 日

上尾市立 学校長 様

上尾市教育センター所長

「かもめ・けやき教室」通級状況について
このことについて、下記のとおりお知らせします。

記

児童・生徒氏名		第 学年 組			担当				
月の通級状況			児童・生徒の出席日数 日						
日(曜)	概 要	○	日(曜)	概 要	○	日(曜)	概 要	○	
1 (日)			1 1 (木)			2 1 (日)			
2 (月)			1 2 (金)			2 2 (月)			
3 (火)			1 3 (土)			2 3 (火)			
4 (木)			1 4 (日)			2 4 (水)			
5 (金)			1 5 (月)			2 5 (木)			
6 (土)			1 6 (火)			2 6 (金)			
7 (日)			1 7 (水)			2 7 (土)			
8 (月)			1 8 (木)			2 8 (日)			
9 (火)			1 9 (金)			2 9 (月)			
1 0 (水)			2 0 (土)			3 0 (火)			
						3 1 (水)			
連 絡	<hr/> <hr/>								
学校 の 対応							管 理 職 確 認		

※ 学校では、概要の欄に登校した日に○印を、学校の対応の欄に本人及び保護者への
関わり等の概要を記入し、データを速やかにファイルシェアに格納願います。

IV 総合的な不登校対策・支援プロジェクト推進計画

1 趣旨

不登校問題の解消を目指し、不登校児童生徒の早期発見・早期対応を重点に、より一層きめ細かな支援を行うため、学校と教育センターが連携しながら事業を展開する。本年度も引き続き、「新たな不登校児童生徒を生み出さない各学校の組織的取組」・「本校の大切な児童生徒であることを念頭においた社会的な自立を目指した支援」について実践的研究を行い、検証する。

2 不登校の状況

(1) 不登校児童生徒数・不登校の割合の推移<R2～R5年度>

		R2	R3	R4	R5	R6目標値
小学校	人数	44人	87人	126人	123人	111名以下
	割合	0.40%	0.79%	1.15%	1.13%	1.03%以下
中学校	人数	209人	257人	308人	332人	299名以下
	割合	3.68%	4.53%	5.45%	6.08%	5.59%以下
全体	人数	253人	344人	434人	455人	410名以下
	割合	1.51%	2.06%	2.62%	2.78%	2.54%以下

(2) さわやか相談室相談員の不登校相談件数<R5年度>

	実件数	延べ人数		
		男子	女子	合計
面接相談	180	1,671	3,634	5,305
電話相談		703	1,295	1,998

(3) スクールカウンセラーが関わった不登校相談件数<R5年度>

実件数	児童・生徒	保護者	教員	養護教諭	さわやか相談員	その他	計
127	165	246	148	10	34	0	637

(4) 昨年度の成果と課題

【成果】令和5年度は、不登校児童生徒の人数は小学校で減少に転じ、中学校では増加しているものの、増加率は低下した。教育センターにおける不登校に係る相談件数は、令和4年度とほぼ同様の対応であった。不登校の要因が複雑化・多様化する中で、スクールソーシャルワーカーの活用が進んできており、その保護者などへの支援を充実させることができた成果と言える。

特に、中学校においては、スクールカウンセラーとさわやか相談室相談員等との連携が進んできており、学校内での支援の充実が進んできている。民間施設を利用する生徒への出席扱いも進んでおり、連携した支援が始まっている。その指針としての民間施設に関するガイドラインを令和6年2月に策定した。

【課題】不登校児童生徒数は合計すると微増の状況である。学校における不登校の未然防止、不登校児童生徒の状況に応じた組織的支援等について具体的に示し、さらに対策を推進する必要がある。

今年度は、おおやサテライトの開設を始め、校内支援ルームの活用など不登校児童生徒の居場所づくりを進めていく。

また、不登校対策推進委員会において学校、関係機関の相談、指導・支援体制の在り方、学校と家庭、関係機関との連携の在り方等について協議していく。

3 令和6年度の取組

(1) 数値目標の設定（不登校児童生徒数・不登校の割合）

令和5年度	小学校	123名	不登校率	1.13%
	中学校	332名	不登校率	6.08%
令和6年度目標値 昨年度より1割減	小学校	111名以下	不登校率	1.03%以下
	中学校	299名以下	不登校率	5.59%以下

(2) 不登校解消に向けた重点対策

- 1 教育センターと家庭・関係機関の連携
- 2 教育センターの相談機能の充実
- 3 学校適応指導教室の充実（体験活動・学習支援の強化）
- 4 小学生、中学校1年生・2年生への重点的な対応

(3) 上尾市不登校対策基本方針 令和5年3月策定

○上尾市不登校対策キャッチフレーズ

「寄り添う つながる 支える ～安心できる居心地のよい居場所づくりのために～」

○不登校の未然防止の視点「一人一人に居場所がある魅力的な学校づくり・温かな学級づくり」

○学校の取組「児童生徒の状況に応じた段階的な対応」

○学校内の組織づくり「組織的対応のための体制づくり」

○保護者との連携及び支援

○地域及び関係機関等との連携

○教育委員会の役割

新たな不登校を生み出さない取組	不登校児童生徒の状況に応じた組織的支援
① 学校の早期対応 ・欠席1日目・・・電話連絡 ・欠席3日目・・・家庭訪問 ・欠席4日以上・・・校内で会議 ② 不登校の早期解決をめざした月例欠席状況調査の実施 ・学校と連絡・確認、正確な情報の共有 ③ 不登校対策コーディネーター研修会の実施 ④ 教育相談主任会議・研修会の充実 ・教育相談主任の資質向上 ⑤ さわやか相談室相談員会議・研修会の充実 ・さわやか相談員の資質向上 ⑥ 不登校解消を目指した小・中の連携 ・小学校の欠席状況を中学校へ情報提供 ・中学校区小・中学校の情報交換	① 「総合的な不登校対策・支援プロジェクト」による不登校調査の実施 ② 「上尾市教育センター」の相談活動の充実と学校との連携 ○面接相談 ○電話相談 ○訪問相談 ○「教育相談の案内」を全家庭に配布 ③ 個に応じた指導支援の充実 ・相談対応→学校適応指導教室への移行 ・相談対応→関係機関と連携 ④ 学校適応指導教室の充実 ・体験活動の充実及び学習支援の強化 ⑤ 不登校対策事業講演会の開催 ・教育センター職員・教育相談主任・さわやか相談員等対象の講演会実施と資質向上 ⑥ 教育センター職員による小・中学校訪問（SSWやさわやか相談員との連携） ⑦ SSWの積極的な活用促進

各学校の本年度の取組

- ① 学校は、新たな不登校を生み出さない取組・取組を明確にして取り組む。
- ② 学校は、不登校児童生徒の状況を把握し、組織的に支援する。

V いじめ相談専用ダイヤルについて

いじめ根絶対策事業の一事業として、平成25年4月より教育センター内にいじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」を開設した。平成26年度からは小学校入学児童のみの配布としている。

1 対応の仕方

- (1) 電話があった場合は、教育相談担当指導主事を中心として、教育心理専門員が対応する。
- (2) 夜間及び休日については、留守番電話機能及びナンバーズディスプレイを活用する。

2 連絡先

- (1) 子ども・いじめホットライン【いじめ相談専用ダイヤル】
電話番号 0120-556-290
- (2) 子ども・いじめホットメール
アドレス 556soudan@city.ageo.lg.jp

上尾市教育センター【いじめ相談】
こまったら ぼくが いっしょにいるからね
東町小学校 田口 航輝 さん
子ども・いじめホットメール
556soudan@city.ageo.lg.jp
●子ども・いじめホットライン&ホットメール●
相談時間 月～金（祝祭日を除く）10:00～17:00
◇上記の時間以外は留守番電話となります。
◇保護者からの相談も受け付けます。

上尾市少年愛護センター
☆悩みごと・心配ごと電話相談・面接相談☆
フリーダイヤル（無料電話）
0800-800-4188
（携帯電話からは048-775-8718）
相談時間 月～金（祝祭日を除く）
AM9:00～12:00 PM1:00～4:00
◇匿名OK！ 保護者からの相談も受け付けます！

一人で悩まないで 相談しよう！
あなたのことを心配している人がいます。
いじめ、悩みや心配ごと…、
一人で悩まないで電話してみよう！

かわるのは 相手じゃなくて 自分から
東中学校 根本 倅太 さん
上尾市教育センター【いじめ相談専用ダイヤル】
子ども・いじめホットライン
0120-556-290
（フリーダイヤル ところに苦なし）

標語は、令和5年度「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」最優秀賞を掲載

【小学校の部】 田口 航輝 さん（東町小学校）

こまったら ぼくが いっしょにいるからね

【中学校の部】 根本 倅太 さん（東中学校）

かわるのは 相手じゃなくて 自分から

VI 教職員研修

上尾市教育センターでは、教職員の資質の向上を目指して次の研修に取り組んでいる。

1 各年次経験者研修等（県立総合教育センター・南部教育事務所と共催）

(1) 初任者研修（小学校24名、中学校8名 合計32名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○上尾市初任者研修施設体験研修 7月22日（月） 上尾市教育センター研修 ○所属校研修 年間150時間以上 ・計画書、報告書等、上尾市教育センターに提出	※ 県立総合教育センターの通知参照（資料はHPからダウンロード）

(2) ステップ・アップ研修（小学校16名、中学校8名 合計24名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○欠席等の報告受付	【1日目】7月29日（月） 所属校における非集合型 【2日目】8月5日（月） 県民活動総合センター

(3) ジャンプ・アップ研修（小学校21名、中学校10名 合計31名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○欠席等の報告受付 ○所属校研修の報告書提出	【1日目】夏季休業中 ※所属校 【2日目】※所属校における非集合型 小学校 2月13日（木） 中学校 2月4日（火）

(4) 5年経験者研修（小学校14名、中学校12名 合計26名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：大津	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○選択コース 8月6日（火）【上尾市担当：小学校体育】 9～11月に1日実施【上尾市担当：中学校特別活動】 ○異校種授業研究会（9～11月に1日実施） 【上尾市担当：中学校】 ○所属校研修 3回（計画書・報告書等の提出） ・所属長が計画し、所属校で実施 ・社会貢献の活動に関する体験【希望者】夏期休業中1日	※南部教育事務所の通知（開催案内）参照

(5) 中堅教諭等資質向上研修（小学校18名、中学校23名 合計41名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：大津	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○学校研修 年間18日程度（1日3時間程度） ・計画書、報告書等、上尾市教育センターに提出	※県立総合教育センターの通知参照（資料はHPからダウンロード）

(6) 20年経験者研修（小学校12名、中学校3名、養護教諭0名 合計15名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：大津	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○校内研修 ・授業研究会を1回以上行い、実施報告書等を上尾市教育センターに提出	※県立総合教育センターの通知参照（資料はHPからダウンロード）

(7) 臨時的任用者教員・任期付教員研修（小学校10名、中学校7名 合計17名）

上尾市教育センターでの研修等 担当：大津	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○上尾市臨時的任用教員・任期付教員研修会 8月19日（月） ア 「勤務中の服務」「教員としての在り方」（講義） イ 「児童生徒への接し方」（講義） ウ 「特別支援教育の推進」（講義） ○所属校研修 所属校にて講義・授業研究 等	※南部教育事務所の通知 （開催案内）参照

(8) 埼玉県特定研修（生徒指導・教育相談中級研修会）※ 旧カウンセリング中級研修会

上尾市教育センターでの研修等 担当：幸田	総教セ・南部教育事務所での機関研修
○生徒指導・教育相談中級研修会 上尾伊奈ブロック ア 7月25日（木）「生徒指導課題解決ロールプレイング」 イ 7月26日（金）「事例研究」「面接演習」 ウ 7月29日（月）「面接演習」	※県立総合教育センターの通知（開催案内）参照

2 特別支援・教育相談関係研修等（上尾市教育センター主催）

(1) アップスマイルサポーター研修会（86名）・特別支援学級補助員研修会（22名）担当：大津・幸田

回	期 日	回	期 日	回	期 日
1	共 4月15日（月）	4	ア 7月8日（月）	7	ア 11月12日（火）
			特 7月2日（火）		特 11月20日（水）
2	ア 5月16日（木） 特 5月8日（水）	5	ア 9月3日（火）	8	ア 1月16日（木）
			特 9月10日（火）		特 1月9日（木）
3	ア 6月7日（金） 特 6月6日（木）	6	ア 10月4日（金）	9	ア 2月7日（金）
			特 10月11日（金）		特 2月13日（木）

(2) さわやか相談室相談員研修会（11名） 担当：大津

回	期 日	回	期 日	
1	4月4日（木）	3	10月2日（水）	※合同は、不登校対策コーディネーター研修会と合同開催 ※1月の合同研修会は不登校対策事業講演会（変更可能性有）
合同	5月31日（金）	合同	1月14日（火）	
2	8月27日（火）	4	2月5日（水）	

(3) 不登校対策コーディネーター研修会（33名） 担当：大津

回	期 日	回	期 日	
1	5月31日（金）	2	1月14日（火）	※さわやか相談室相談員研修会と合同開催

(4) 児童理解のための知能検査講習会（田中ビネー） 担当：大津

回	期 日	
1	7月30日（火）	※2日間で実施 ※希望者で実施（少人数で実施予定）
	7月31日（水）	

(5) 知能検査経験者講習会（田中ビネー） 担当：大津

回	期 日	
1	8月5日（月）	※知能検査講習会受講済かつ検査実施経験者を対象に実施 ※フィードバックや支援への活用について研修

Ⅶ 上尾市スクールソーシャルワーカー活用事業の運用について

上尾市教育センター

1 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項及び埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針に基づき、上尾市教育委員会におけるスクールソーシャルワーカー活用事業の運用について以下に定める。

2 活用事業の趣旨について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、非常に大きな課題である。児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている。

児童生徒等が置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、小・中学校が関係機関等と連携し、児童生徒の問題行動等への対応を図ることをねらいとする。

3 スクールソーシャルワーカーの派遣については、以下の事由により実施する。

- (1) 小・中学校の校長から派遣依頼がある場合
- (2) 上尾市教育委員会が派遣を必要と認める場合
- (3) その他、関係諸機関等から要請を受けた場合

4 スクールソーシャルワーカーは、小・中学校の校長の依頼を受け、以下の業務について係わる。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動等
- (6) 校内いじめ防止等の対策の組織に関すること

従来の不登校支援に加えて、関係機関へのコーディネートや学校教育相談により深く関わられるように努めて参ります。

5 スクールソーシャルワーカーの派遣申請の手順については、以下に定めるとおりとする。

<派遣申請の手順>

- ① 学校（校長）が、スクールソーシャルワーカー派遣申請書<様式1>を上尾市教育委員会（教育センター）に提出する。（公印省略）
- ② スクールソーシャルワーカーの派遣に係るケース会議が実施され、相談活動や会議・研修等が行われる。
- ③ 派遣内容が終了した時点でスクールソーシャルワーカー実施報告書<様式2>を提出する。ただし、事案が長期に継続する場合でも、3月8日（金）までに報告書を提出する。

6 スクールソーシャルワーカーの派遣に伴う留意事項について

- (1) スクールソーシャルワーカーの派遣にあたり、上尾市教育委員会から指導主事が同行し、学校でケース会議を実施する。
- (2) スクールソーシャルワーカーが関係諸機関へ単独での連絡・会議等を行わないこととする。
- (3) スクールソーシャルワーカーの派遣に伴う諸連絡については、校長又は、教頭が行うものとする。

様式 1

第 号
 令和 年 月 日

上尾市教育委員会教育長 様

上尾市立 学校
校長

スクールソーシャルワーカーの派遣申請について(依頼)

このことについて、下記のとおり派遣について御配慮をお願いします。

記

派遣事由	相談 コーディネート ケース会議 研修(職員・保護者) その他
依頼内容	
派遣日時	令和 年 月 日 () 時 ~
対象児童生徒氏名	生年月日 ()

担当者 連絡先	職 名	
	氏 名	
	電 話	

様式 2

第 号
 令和 年 月 日

上尾市教育委員会教育長 様

上尾市立 学校
校長

スクールソーシャルワーカー活用事業に関する実施報告書について(報告)

このことについて、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

派遣開始日 派遣回数	派遣開始日及び回数 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 派遣回数 (回)
成 果 及 び 課 題	学年・児童生徒名 ()
担当者 氏 名	

※様式1・2は「C4th 書庫—指導課—教育センター」からダウンロードして活用願います。

スクールソーシャルワーカー活用事業に係るQ & A

Q 1 スクールソーシャルワーカーに係る業務は？

A 以下の業務について、学校の担当者等と連携を図りながら児童生徒・保護者等の支援にあたります。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
 - ・いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為など、児童生徒の問題行動等における家族、友人関係、学校、関係諸機関、地域等への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せなど
- (3) 学校におけるチーム体制の構築、支援
 - ・校内ケース会議等への参加とケースのアセスメント(実態・状況把握)及び問題解決のプランニング(短期・長期目標と支援計画)のサポート
 - ・校内チーム体制のサポート
- (4) 保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - ・家庭訪問や来校、電話等による相談活動
 - ・教職員と保護者間の調整
- (5) 教職員等への研修活動
 - ・校内研修やP T A研修における講師
- (6) 校内いじめ防止等の対策の組織に関すること
 - ・校内における組織づくりや指導等におけるアドバイス

Q 2 具体的にスクールソーシャルワーカーが対応するケース例とは？

A 主に以下の事案に対して対応します。

- (1) 不登校に係る事案
 - ・学校や教育センターとの関係が構築されていない事案
- (2) 虐待に係る事案
 - ・児童虐待による養育困難な事案
- (3) 保護者等の養育困難な事案
 - ・精神疾患等によるもの
 - ・家庭環境により養育能力の劣る保護者
- (4) 学校の教育相談・生徒指導におけるサポート体制への支援
 - ・事案に係るケース会議の推進
 - ・対象児童生徒や保護者への支援
 - ・職員研修会の講師
- (5) 保護者等への講演等

**深刻化する前の早期支援が
カギとなります。**

Q 3 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの違いは？

A 「スクールソーシャルワーカー」は教育分野と社会福祉等の専門的な知識を有するものです。また「スクールカウンセラー」は臨床心理等の心理の専門的知識を有するものです。

連携にあたっては、以下のことに留意して進めることが大切です。

- ① それぞれの専門性の観点から問題の見立てを報告し、情報の共有化をする。
- ② 解決にあたっては、それぞれの専門性からどのような支援ができるか話し合い、解決に向けての役割分担をする。
- ③ それぞれの支援の取組の経過について、ケース会議を通して報告し、次の役割分担を協議する。

Q 4 校長とスクールソーシャルワーカーとの連携はどうするのか？

A 校長は、校内組織等を連携調整し、スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）と連絡・調整をします。主な内容は以下の通りです。

(1) 相談の受付

(2) SSWまたはSCとの連携・調整

- ・本人が抱える問題が、「環境に起因する問題なのか」「心の問題なのか」を判断し、SSW及びSCにつなぐ。
- ・SSWとSCの両方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図る。

(3) 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

(4) 個別記録等の情報管理

(5) ケース会議の実施

- ・事例に応じて「学年ケース会議」「校内ケース会議」「関係機関連携ケース会議」の開催を決める。

Q 5 スクールソーシャルワーカーは小学校のみの対応か？

A 小学校・中学校の線引きは難しいが、中学校には、スクールカウンセラーやさわやか相談室相談員が配置されているため、基本的には小学校の事案に対応する。

しかし、ケースによりスクールソーシャルワーカーの支援が必要な事案については、対応する場合があります。

案内

「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック

～福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策～」埼玉県教育委員会



URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sswbook/sswhandbook.html>

Ⅶ さわやか相談室相談員の活動

1 学校での位置付け等

- (1) さわやか相談室相談員の指導・監督の責任者は校長である。
- (2) さわやか相談室相談員の活動を効果的なものにするためには校内外の連携が必要である。
 - ・校長のリーダーシップ
- (3) 学校においては、連携するための窓口が必要である。
 - ・教頭、主幹教諭（教務主任）、教育相談主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、不登校対策コーディネーター等が考えられる。
 - ・すべての教職員がさわやか相談室相談員と連携する立場にある。
- (4) 学校の教育活動の組織に位置づける。
- (5) さわやか相談室相談員を学校全体でバックアップする姿勢が、相談活動の充実につながる。
 - ・日常的に、学校職員とさわやか相談室相談員が互いに人間関係の醸成に努め、さわやか相談室相談員を学校内で孤立させない。
 - ・さわやか相談室相談員の抱える課題に対し、学校が真摯に対応する。
- (6) 出勤時、退勤時の報告と業務報告書の提出について
 - ・業務報告書は形式に流されない、実効性のある報告になるようにする。
- (7) 職員会議・研修会・学年会議への参加について
 - ・さわやか相談室相談員は、教育相談に関する事例などがある時は各会議に参加することができる。

2 さわやか相談室相談員の活動と教員との連携

- (1) 相談活動をさわやか相談室相談員任せとせず、教員による相談活動の一層の充実を図る。
 - ・「相談事は、さわやか相談室相談員だけ」ではいけない。
 - ・教員が日常的に生徒の状況を把握した内容を共有し、相談活動の充実に努める。
 - ・教員は、さわやか相談室相談員と連携して問題解決に当たることが求められる。学校として、ゆとりが生じる夏季休業中には、教員だけでなくさわやか相談室相談員も含めた教育相談週間を設けたり、教員と連携して継続的な相談が必要な児童生徒の相談に当たったりするなど、さわやか相談室相談員の一層の活用に努める。
- (2) さわやか相談室相談員が学校（相談室）にいるときは、いつでも相談に応じる体制を確保する。
 - ・さわやか相談室相談員と教員とで見解の不一致が生じた時は、校長の指導のもと組織で対応する。

3 関係諸機関との連携

- (1) 関係諸機関と連携をとる時は、校長の許可を得るよう指導する。ただし、上尾市教育センターへの連絡はその限りではない。
- (2) さわやか相談室相談員や教員では対応が難しい事例については各中学校に派遣されているスクールカウンセラーとの面談を設定したり、上尾市教育センター、児童相談所、県立総合教育センター等と連携をとったりする。この場合、旅費の関係については、十分留意する。
- (3) 保護者、関係小学校への周知徹底
 - ・当該中学校及び中学校区内小学校の保護者がさわやか相談室相談員の存在を知らなかったということのないように、学校便り等を通じてさわやか相談室の開設日、時間、場所を周知する。
 - ・「さわやか相談室だより」などを発行し、児童生徒や保護者へ定期的な情報発信を行う。

4 相談活動について

- (1) 当該中学校生徒・保護者、当該中学校区内小学校児童・保護者が相談の対象者になる。
- (2) 悩みや不安を抱えた児童生徒等がいつでも気軽に相談できるということが大切である。
 - ・授業をさぼる口実に利用されることがないように配慮する。
 - ・相談室に気軽に児童生徒が出入りすることはよいが、たまり場とならないよう配慮する。
 - ・本当に相談したい児童生徒が相談室を訪れにくい状況にならないようにする。
- (3) 中学校長と該当小学校長との連携の下、当該中学校区内小学校を計画的に訪問（概ね月に1～2回程度、1回2時間程度）し、児童・保護者等の相談・支援にあたり、学校担当者（教頭、主幹教諭、教育相談主任等）と相談や支援を必要とする児童・保護者についての情報交換をしたり、授業参観をしたりする。訪問終了後は、業務報告等で訪問相談の状況を小学校長に報告する。併せて、業務報告等で訪問の概要を中学校長に報告する。
- (4) さわやか相談室相談員は必要に応じて、不登校児童生徒の家庭を訪問して相談・支援にあたることができる。
- (5) 小学校訪問や家庭訪問をする場合、配置中学校の相談活動に大きな支障が生じないように、また、旅費予算の範囲内で実施するよう十分留意する。（中学校長の判断）
- (6) 相談内容については教員（担任等）との連携を緊密にとる。
 - ・担任等への相談から、さわやか相談室相談員につなぐということもある。
 - ・さわやか相談室相談員への不信感を招くことがないように留意する。
- (7) 相談室に登校する児童生徒への相談・支援に留意する。
 - ・さわやか相談室の利用状況について十分教員（担任等）と情報共有しておく。
 - ・社会的自立や教室復帰を目指して、児童生徒の状況を共有・理解し、全校をあげて対応すると求められる。（必要な環境調整、支援方針、目標、対応、役割分担等の確認）

5 児童生徒への支援

- (1) 児童生徒へのさわやか相談室相談員配置の意義と活用について指導の徹底を図る。
 - ・校長講話、学年集会、各学級での指導など
- (2) 学校全体として、誰もが相談室へ行きやすい雰囲気の醸成に努める。
- (3) 相談室へ行ったことで、児童生徒が偏見視されないような指導の徹底に努める。

6 さわやか相談室相談員の仕事の範囲

- (1) 相談活動を優先する。
- (2) 相談活動につながる活動については、必要な範囲で協力できる。
 - ・学年集会での相談室の活動についての説明など
 - ・相談活動の充実につながる調査等の実施協力など
- (3) いじめや不登校などの問題の状況把握に努め、情報提供する。
- (4) 自習時間の監督等は不可である。

7 その他

消耗品、役務費等、相談活動に要するものについては、教育センター予算内で執行する。

Ⅸ 上尾市スクールカウンセラー活用事業の運用について

上尾市教育センター

- 1 スクールカウンセラー活用事業実施要項及び埼玉県スクールカウンセラー活用指針に基づき、上尾市教育委員会におけるスクールカウンセラー活用事業の運用について以下に定める。
- 2 活用事業の趣旨について
不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる埼玉県スクールカウンセラーを設置し、もって健全な児童生徒の育成を図る。ことをねらいとする。
- 3 スクールカウンセラーの勤務日等について
 - (1) 勤務日は、週当たり1～3日、勤務時間は1日につき5時間50分とする。
 - (2) 勤務時間は、学校の実情に応じ、常勤職員の勤務時間内で、校長が割振りを行う。適正な勤務時間で活動が行われるように徹底を図る。
 - (3) 勤務日は、月曜日から金曜日までの間に、原則として曜日を固定するものとする。
 - (4) 勤務の内容については、「スクールカウンセラー業務報告書」及び「スクールカウンセラー業務報告書総括表」により、報告する。
 - (5) 勤務日及び勤務時間の割振りは、配置校の校長が定めるものとする。
- 4 スクールカウンセラーの業務について
スクールカウンセラーは、小・中学校の校長の依頼を受け、以下の業務を行う。
 - (1) 教職員と共に児童生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
 - (2) 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
 - (3) 教職員、保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
 - (4) (校長が必要と認めた場合) 他校への助言・援助及び児童生徒・保護者へのカウンセリング
 - (5) いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること
 - (6) 校内いじめ防止等の対策の組織に関すること
 - (7) その他緊急時における対応（県教育委員会との協議による）
- 5 スクールカウンセラーについて教職員、生徒・保護者への周知
 - (1) 県SCの着任後、できるだけ早い時期に、朝の打ち合わせや職員会議の時間を利用し、教職員への紹介の機会をつくる。

- (2) 配置が決まり次第、できるだけ早い時期に生徒、保護者等に紹介する。
 - ・全校集会等で紹介し、相談日・相談方法等を知らせる。
 - ・保護者に、学校通信等で相談日・相談方法等を周知する。

6 校内組織への位置付け

- (1) 学校の実情に合わせた、適切な活用推進上の研究課題を設定する。
- (2) 学校の実情に応じて校務分掌上の位置付けをし、組織的に活動できるようにする。
- (3) 学校からスクールカウンセラーに対して望む活動や役割、留意点などを明確にし、教職員・スクールカウンセラーで共通理解を図る。
- (4) 校内にスクールカウンセラーとの窓口となるコーディネーター（教頭・教育相談主任など）を位置づけ、スムーズな連携が図れるようにする。

7 スクールカウンセラーの活動場所

- (1) 職員室や相談室等にスクールカウンセラーの席を設けるとともに、ロッカー、靴箱、駐車スペース等を準備する。
- (2) 相談場所として、生徒や保護者と相談をする場合は、秘密が保持でき、落ち着ける場所を確保する。
- (3) 適切な見立てをする上で、必要に応じ、生徒の様子を把握できる場面をつくる。授業や給食、清掃、休み時間など必要な場面に入っていけるようにする。

8 守秘義務・情報漏えいの防止

- (1) スクールカウンセラーの使用する情報の保管場所、管理方法等を明らかにし、保管状況などの定期的な確認を行う。
- (2) 個人記録・個人シート等は、作成の目的、記述内容、活用方法等について教職員で共通理解を図る。
- (3) 個人記録等は校外へ持ち出さない。やむを得ず持ち出す必要のあるときは、必ず校長の許可を得る。
- (4) 学校における相談内容については、スクールカウンセラーを含む教職員が集団として守秘義務を有する。

9 心理検査や発達に係る検査

- (1) 心理検査等については、実施可能な専門機関で行うことが望ましい。
- (2) 臨床心理士等は検査を実施し、結果をまとめることはできても、診断はできない。また検査によって児童生徒にレッテルを貼るようなことにならないように留意する。
- (3) 実施しようとする検査について、検査技術、解釈、指導への活用ができることを確認した上で実施する。（十分な経験のない場合は検査を実施しない。）
- (4) 検査結果については、他の個人記録と同様に保管に留意する。なお、検査結果の廃棄は学校が責任を持って行う。
- (5) 検査結果は検査を受けた個人の情報であり、結果の内容は本人又は保護者に伝える。

スクールカウンセラーに期待される役割について

スクールカウンセラー(以下SC)は児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者とされています。しかしながら、本市では業務報告書や関係職員への聞き取りなどから、これまでのSC活用は面接相談(カウンセリング)に偏っていた実態がありました。しかし、これだけではSCが「教職員の代わりに児童生徒や保護者の話を聞く人」になりかねず、本当の専門性を発揮しているとは言えません。そこで、よりよいSC活用につなげるために、SCが期待される(本来求められている)業務について、SC本人及び学校職員が改めて認識するとともに、本市における活用事例を紹介するために本資料を作成いたしました。

1 職務について

SCの職務は主に次の7つとされています。

- (1) 教職員と共に児童生徒の指導について協議、臨床心理の視点から教職員への助言・援助
- (2) 児童生徒・保護者への支援及びカウンセリング
- (3) 教職員・保護者対象の研修会等での助言・援助や資料提供
- (4) 校長が必要と認めた小学校での助言・援助及び児童・保護者へのカウンセリング
- (5) 関係機関との連携等、各学校において適当と認められる活動
- (6) いじめ防止対策推進法第22条による学校におけるいじめ防止等の対策の組織に関すること
- (7) その他、緊急時における対応(県教育委員会との協議による)

【埼玉県スクールカウンセラー等活用事業実施要項】

2 学校現場で期待される業務について

これらのことから、上尾市においてSCは日常的な役割として、教職員等と連絡・調整を十分に行いながら、「コンサルテーション」、「カウンセリング」、「研修・資料提供」などの業務をバランス良く担うものとします。以下にその業務例などを記しますので、各学校の実態に応じた活用につなげていただければと思います。

(1) コンサルテーション(主に教職員への助言・援助等)

心理の専門家として、行動観察、面接、アンケート、スクリーニング、諸検査、医療機関での診断などからアセスメント(見立て)を行い、SC自身を含めた校内外の資源を確認の上、支援方法や支援体制づくりについてアドバイスを行うことを指します。

また、教育相談部会やケース会議などに参加し、コンサルテーションを行うことで、心理的側面から教育的支援を充実させることは重要な役割です。SCがアドバイスを求められる場面として、以下に具体例を示します。

- ・不登校の理解の仕方とそれに対する対応、学校外の関係機関の必要性や意味
- ・児童生徒の課題となる行動(学習面・生徒指導面・発達面等)の理解の仕方と対応
- ・学級等が上手く機能しない場合の事態の理解の仕方と対応

- ・虐待の理解の仕方と、被虐待児への対応
- ・校内いじめ対応組織などの委員としての調査や対応への助言
- ・災害・事件・事故などへの対応、心のケアの行い方
- ・教職員のメンタルヘルスに関する管理職の相談

SCがコンサルテーションを行うことは、教職員個人や集団としての教育相談対応力を向上させ、教職員が児童生徒一人一人をより丁寧に見ることにつながります。結果、いじめ・不登校、学校生活上のつまずきなどを未然防止、早期発見・早期対応でき、子供たちが安心して通うことができる学校づくりにつながります。

また、保護者面談の中でもSCによるコンサルテーション的な働きかけが求められる場合もあります。ただし、指導的関わりとならないよう十分留意する必要があります。

(2) カウンセリング

これまでも、重視されてきたように、カウンセリングはSCの主要な職務です。しかしながら、SCは学校に勤務する時間は限られており、他の職務もバランス良く行うことが求められます。そのため、特に時間を要するカウンセリングは以下のことに留意する必要があります。

- ・緊急性や重要性、効率性を考慮し、面談時間などを柔軟かつ適切に計画する
- ・予防的カウンセリングとしての全員面接（学年を限定して個別・集団）を行う
→子供たちが自らSOSを出せるようにする
- ・学校からの依頼による面談は、その状況の全体像をつかんだ上で実施する
- ・児童生徒の面談を行う際は、学習などへの影響も考慮して計画する
- ・教師の代わりに話を聞く立場ではなく、あくまで心理的側面から面談を行う
- ・必要に応じて教職員の面談を行うこともできる（特に私的なことは時間に留意）
→初任者などの比較的経験が少ない職員等へのサポートなど

これらのことはSC本人だけでなく、SC活用（面談計画など）に関わる教職員も十分に理解していることが重要です。

(3) 研修・資料提供

SCの持つ専門性を一度に広く伝える有効な場であり、令和5年度から上尾市では、SCによる全教職員を対象とした研修会を年1回以上実施することとしています。SCは他自治体や他業種での勤務経験がある者も多く、自校の実態について、教育とは異なる視点からアドバイスを得ることは、その視野を広げることになります。

また、保護者に対しても講話や体験講座などでの直接的関わりや「SCだより」などで継続した情報提供を行うことで、困った際に相談しやすくなると考えられます。

研修会等における方式やテーマとしては、次のようなものが考えられます。

- 情報伝達型（ストレスマネジメント、年齢における発達特性、〇〇とは 等）
- 参加・体験型（ロールプレイ、エンカウンター、リラクゼーション 等）
- 事例研究型（不登校、生徒指導、特別支援教育、発達、虐待、心的外傷など）

X 資料

○上尾市教育センター教育相談リーフレット

○学校適応指導教室かもめ・けやき教室分室おおやサテライトリーフレット





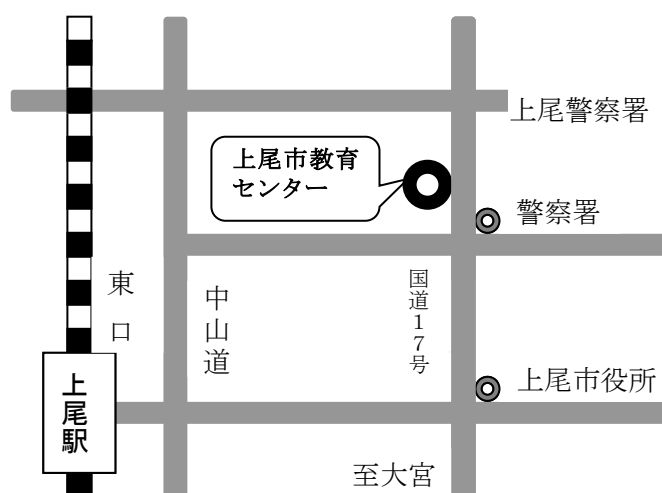
教育相談の御案内

一人で悩まずに、

誰かに話をしてみませんか？

不登校、いじめ、性格、学習など、教育に関する相談をお受けします。

相談対象：市内在住の小学生・中学生・保護者及び関係教職員



上尾市教育センター

上尾市上町2-14-19

TEL 048-776-7600

- 駐車場有り
- JR上尾駅東口から徒歩15分




— 君の心を聴くよ —

上尾市教育センターホームページはこちらから →

URL: <https://www.city.ageo.lg.jp/soshiki/s733000/>



相談方法

①電話相談 	受付 月・火・水・木・金
	受付時間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで
	電話番号 776-7600
	<ul style="list-style-type: none">・匿名での相談もお受けします。・時間によって、折返しのお電話となる場合があります。
②メール相談 	受付 随時
	受付時間 随時
	メールアドレス t733100@city.ageo.lg.jp
	<ul style="list-style-type: none">・相談内容を送信される際は、アドレスを十分ご確認ください。・返信には数日を要することがあります。・緊急を要する内容については、電話相談をご利用ください。
③来所相談 	受付 月・火・水・木・金
	相談時間 午前10時から正午まで 午後1時から午後5時まで
	電話番号 776-7600
	<ul style="list-style-type: none">・予約制です。 ・相談時間は45分です。 <p style="text-align: center;">お申し込みから来所相談までの流れ</p> <pre>graph LR; A[電話で申し込みます] --> B[後日担当者が決まります]; B --> C[担当者との日時を決めます]; C --> D[来所相談が始まります]</pre>
④出前相談	電話相談・来所相談を進める中で、必要に応じて学校や家庭を訪問して相談を実施します。



おおやサテライト 開設



令和6年度より、上尾市教育センター内に設置している学校適応指導教室の分室として、上尾駅西側エリアの上尾市立大谷小学校内に「おおやサテライト」を設置しました。



友達との
コミュニケーション

交流



自習を中心とした

学習



折ったり 切ったり
つなげたり

制作

対象とする児童生徒

- 通学すべき学校に登校できない、あるいは登校が難しい状態にある児童生徒であり、継続的な来所を希望する者
- ・継続したカウンセリングが可能であること
 - ・必要に応じて保護者が来所し、面談できること
 - ・学校、保護者との連携が図れること

開室場所・日時

- 開室場所：上尾市立大谷小学校内
開室日時：毎週 月、火、木、金の4日間
午前10時～午後2時
*本人の状況に合わせた日時を調整します。

おおやサテライト Q&A

Q 学校適応指導教室とはどんなところですか？

A 学校に登校できない、あるいは、登校が難しい児童生徒にとっての居場所として、ひとり一人の状況に応じた様々な活動や相談などを通じて、自己実現を図り、学校への復帰や社会的自立を目指していくところです。

Q 「おおやサテライト」ができた理由は、なんですか？

A 学校適応指導教室は上尾駅東側にある上尾市教育センター内、一か所のみであったことから、遠方等の理由により、通うことが難しいという課題がありました。そこで、上尾駅西側エリアにも児童生徒の新たな居場所として、分室を設置しました。

Q 何をするとところですか？

A 自習を中心とした学習、制作、交流、様々な体験活動をしています。

Q 行事などはありますか？

A あります。昨年度は、調理実習、体験学習、子供安全見守り講座、動植物教室、宿泊体験学習、スポーツレク、スケート教室、グラウンドゴルフ、味覚狩り作品展、護身術教室を上尾市教育センターの学校適応指導教室で実施しました。

Q 通級方法は？

A 中学生は、徒歩、自転車、バスなどで通級します。
小学生は、保護者の送迎を原則とします。

Q 出席はどうなりますか？

A 入級児童生徒が通級した場合は、指導要録上、校長の判断で出席扱いとすることができます。

Q 持ち物はありますか？

A 上履き（初回のみ）、学習用具、筆記用具、水筒、弁当（昼食を食べる場合）等です。

Q 入級するには、どうしたらいいですか？

A まず、教育センターにご連絡ください。その後、施設の見学や説明を行い、在籍校と教育センターで連絡を取り合いながら、進めていきます。



アクセス

上尾市立大谷小学校内

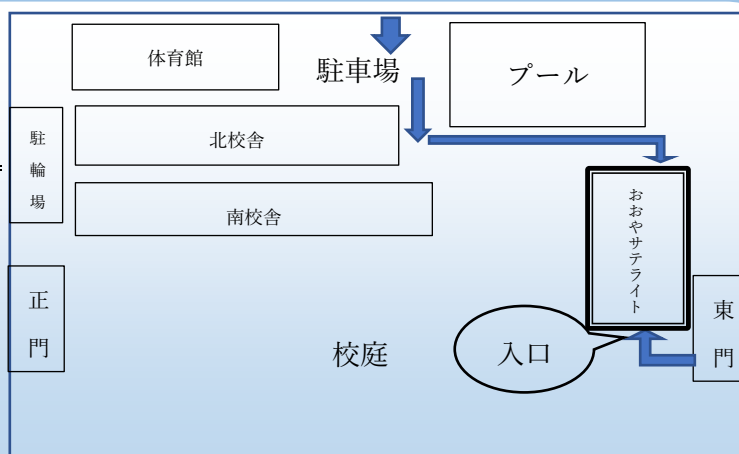
東門を入ってすぐ右側の別棟にあります。

〒362-0044

埼玉県上尾市大谷本郷528

電話 048-776-7600

(上尾市教育センター)



上尾市不登校対策キャッチフレーズ

よそ 寄り添う つながる ささ 支える

～安心できる居心地のよい居場所づくりのために～

君の心を聴くよ。



上尾市教育センター